

千葉家庭裁判所

令和 8 年度の千葉家庭裁判所における裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序等に関する定め

第 1 章 本 庁

第 1 節 通 則

第 1 条 本庁に家事部及び少年部を置く。

2 家事部に別紙第 1 のとおりの係を置く。

3 少年部に別紙第 2 のとおりの係を置く。

第 2 条 本庁における裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷日割は、家事部については別紙第 1 のとおりとし、少年部については別紙第 2 のとおりとする。ただし、千葉地方裁判所本務の千葉家庭裁判所判事及び同判事補の全員を各合議係に加えて配置する。

第 2 節 家事部の裁判事務の分配

第 3 条 家事調停事件（訴訟係（人事訴訟事件、通常訴訟事件を担当する係をいう。以下同じ。）から家事事件手続法第 257 条第 2 項本文及び第 274 条第 1 項の規定により調停に付された事件を含む。）及び家事審判事件（以下「家事事件」という。）並びに訴訟事件等の新受事件（第 4 条の事件を除く。）は、特に定めるもののほか、前年度において最後に分配を受けた裁判官の係（以下「係」という。）の次の係を起点として、受理の順序に従い、別紙第 1 記載の割合で分

配する。ただし、訴訟係から同法第274条第1項の規定により調停に付された事件については、人事訴訟担当裁判官の調停として自ら処理することができる。

第4条 法律によって合議体で審理及び裁判すべきものと定められた事件及び合議体で審理及び裁判する旨の決定があった事件は、合議係に分配する。

第5条 家事事件手続法第274条第1項の規定により家事審判から調停に付された事件及び同法第272条第4項の規定により家事審判の申立てがあったものとみなされた事件については、従前の審判又は調停に引き続くものとして処理し、新たに分配の対象としない。

2 付随事件は、基本事件を担当する係に分配する。

第6条 家事審判事件における差戻し事件は、前年度以前において最後に分配を受けた係の次の係を起点として、受理の順序に従い、別紙第1の割合によらず、家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判事件については家事1係、家事2係、家事4係、家事6係、家事7係及び家事8係に、同法別表第二に掲げる事項についての審判事件については、家事1係、家事2係、家事6係及び家事8係に順次分配する。ただし、分配を受ける係の裁判官が原裁判の担当者であるときは、次順位の係に分配すべき事件と振り替えて分配する。

2 訴訟事件等における差戻し事件は、前年度以前において最後に分配を受けた係の次の係を起点として、受理の順序に従い、別紙第1の割合によらず、訴訟係に順次分配する。ただし、分配を受ける係の裁判官が原裁判の担当者であるときは、別紙第5記載の順序に従い担当する。

3 支部又は出張所を原審とする家事事件又は訴訟事件等における差戻し事件は、原裁判をした支部又は出張所に回付する。ただし、回付を受けるべき支部又は出張所の裁判官に差し支えがあるときは、別紙第8に定める順序に従い代理裁判官を出す裁判所に回付する。この場合において、代理裁判官を出す裁判所が本庁であるときは、前2項の規定による。

第7条 再審事件、控訴・抗告提起事件は、原裁判をした係に分配する。

2 家事審判事件において、前項の規定に従って事件を分配する係がない場合については、第3条の規定を準用する。

第8条 家事事件について、分配を受ける係の裁判官に回避を必要とするときは、次順位の係に分配すべき事件と振り替えて分配する。

2 訴訟事件等について、分配を受ける係の裁判官に回避を必要とするときは、他の係に分配すべき事件と振り替えて分配する。

第9条 家事事件について、関連事件その他振り替えの必要があると認められる事件は、関係各係の協議により、他の係に移すことができる。この場合においては、原則として、当該係に分配すべき事件と振り替えるものとする。

第10条 家事事件について、各係において事件の処理上必要があるときは、関係各係の協議により分配の全部又は一部の停止を受けることができる。

第11条 家事事件について、特別煩雑な事件、緊急事件など特別の事由があるときは、関係各係の協議により第2条及び第3条の規定によらないことができる。

第3節 少年部の裁判事務の分配

第12条 少年保護事件及び準少年保護事件（以下「少年事件」という。）の新受事件（第13条の事件を除く。）は、特に定めるもののほか、前年度において最後に分配を受けた係の次の係を起点として、受理の順序に従い、別紙第2記載の割合で分配する。

第13条 法律によって合議体で審理及び裁判すべきものと定められた事件及び合議体で審理及び裁判する旨の決定があった事件は、合議係に分配する。

第14条 付随事件は、基本事件を担当する係に分配する。

第15条 少年事件における差戻し事件は、前年度以前において最後に分配を受けた係の次の係を起点として、受理の順序に従い、別紙第2の割合によらず、少年2係及び少年3係に順次分配する。ただし、分配を受ける係の裁判官が原裁判の

担当者であるときは、次順位の係に分配すべき事件と振り替えて分配する。

- 2 支部を原審とする少年事件における差戻し事件は、原裁判をした支部に回付する。ただし、回付を受けるべき支部の裁判官に差し支えがあるときは、別紙第8に定める順序に従い代理裁判官を出す裁判所に回付する。この場合において、代理裁判官を出す裁判所が本庁であるときは、前項の規定による。

第16条 保護処分の取消事件、抗告・抗告受理申立事件は、原裁判をした係に分配する。

- 2 少年事件において、前項の規定に従って事件を分配する係がない場合については、第12条の規定を準用する。

第17条 少年事件について、分配を受ける係の裁判官に回避を必要とするときは、次順位の係に分配すべき事件と振り替えて分配する。

第18条 少年事件について、関連事件その他振り替えの必要があると認められる事件は、関係各係の協議により、他の係に移すことができる。この場合においては、原則として、当該係に分配すべき事件と振り替えるものとする。

第19条 少年事件について、各係において事件の処理上必要があるときは、関係各係の協議により分配の全部又は一部の停止を受けることができる。

第20条 少年事件について、特別煩雑な事件、緊急事件など特別の事由があるときは、関係各係の協議により第2条及び第12条の規定によらないことができる。

第21条 現に係属中の前件がある少年事件を受理したときは、これを前件を処理する係に分配する。この場合においては、当該係が既に通常の順序による分配を受けたものとみなす。

第22条 判事補の職権の特例等に関する法律（昭和23年法律第146号）第1条の規定による指名のない判事補（以下「未特例判事補」という。）が担当する少年保護事件について、少年法第20条第1項又は同法第62条第1項の規定により検察官送致を相当と認めるときは、少年2係又は少年3係のうち、判事又は

判事補としての職権の制限を受けない判事補がこれを担当する。この場合においては、当該未特例判事補から担当した判事又は判事補に事件が振り替えられたものとみなす。

第23条 各種令状請求事件及び観護措置（請求に係るものを除く。）は、本庁（市川出張所を含む。）の裁判官に別に所長の定めるところに従って分配する。

第4節 裁判事務の代理順序

第24条 家事部及び少年部において、裁判官に差し支えがあるときは、その部の他の裁判官が代理し、その順序は別紙第5及び別紙第6による。

2 前項の規定によることができないときは、別紙第7に定める順序による裁判官が当該裁判官を代理する。

3 前項の規定によることができないときは、別紙第1及び別紙第2の合議系の裁判官（第2条ただし書により加えて配置する裁判官を含む。以下同じ。）のうち、所長の指名する裁判官が当該裁判官を代理する。

4 前項の規定によることができないときは、別紙第8に定める代理順序に従い所長の指名する裁判官が代理する。

第5節 合議体の構成等

第25条 合議事件は、家事事件及び訴訟事件等については、家事部の1、2、3、4、6、7、8系の裁判官をもって構成する合議体によって審理し、少年事件については、第26条の場合を除いて、少年部の1係から3系の裁判官をもって構成する合議体によって審理する。この場合の構成員は、部総括裁判官が定める。

2 当該部の一部の裁判官の関与が法律上排除され、又は当該部の一部の裁判官に

差し支えがあつて合議体を構成することができないときは、他方の部の裁判官の中から所長が指名する裁判官をもって合議体の構成員とする。

3 前項の規定によることができないときは、別紙第1及び別紙第2の合議係の裁判官の中から所長が指名する裁判官をもって合議体の構成員とする。

第26条 観護措置決定（観護措置更新決定を含む。以下同じ。）に対する異議申立事件は、別に所長の定めるところに従い、本庁（市川出張所を含む。）の裁判官をもって構成する合議体によって審理する。

2 木更津支部又は八日市場支部から回付を受けた観護措置決定に対する異議申立事件は、第1項の規定による。

3 第1項から前項までの規定によることができないときは、別紙第2の合議係の裁判官の中から所長が指名する裁判官をもって合議体の構成員とする。

第27条 合議体では、家事事件及び訴訟事件等については家事部部総括裁判官が、少年事件については少年部部総括裁判官がそれぞれ裁判長となる。

2 前項の規定によることができないときは、別紙第1及び別紙第2の合議係の裁判官の中から所長が指名する裁判官をもって裁判長とする。

第2章 支 部

第28条 支部における裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷日割は、別紙第3のとおりとする。

2 各支部の裁判官に対する事務の分配は、この定めで規定するものを除いて、それぞれの支部で定める。

第29条 松戸支部、木更津支部及び八日市場支部における裁判事務の分配については、第3条から第22条までの規定を準用する。ただし、1人の裁判官が全部を担当する単独事件については、第6条、第8条、第15条及び第17条を除き、この限りでない。この第6条、第8条、第15条及び第17条の場合には、

次の各項に定める裁判事務の代理順序に従い、当該事件を担当する。

2 担当裁判官に差し支えがあるときは、支部長の指名する他の裁判官が当該裁判官を代理する。

3 前項によることができないときは、第24条第4項の規定を準用する。

第30条 佐倉支部における裁判事務の分配については、第3条及び第5条から第11条までの規定を準用する。ただし、1人の裁判官が全部を担当する事件については、第6条及び第8条を除き、この限りでない。この第6条及び第8条の場合には、次の各項に定める裁判事務の代理順序に従い、当該事件を担当する。

2 担当裁判官に差し支えがあるときは、支部長の指名する他の裁判官が当該裁判官を代理する。

3 前項によることができないときは、第24条第4項の規定を準用する。

第31条 一宮支部、館山支部及び佐原支部の裁判事務の代理順序については、第24条第4項の規定を準用する。

第3章 出張所

第32条 市川出張所における裁判事務の分配、出張する裁判官及び開廷日割は、別紙第4のとおりとする。

2 裁判事務の代理順序については、第24条第2項及び同条第3項の規定を準用する。

第4章 司法行政事務の代理順序

第33条 所長に差し支えがあるときは、別紙第9に定める裁判官がその順序に従い所長を代理する。別紙第9に定める裁判官に差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官がこれを代理する。

第34条 支部長に差し支えがあるときは、その支部の裁判官が席次により支部長を代理する。

2. 前項の規定によることができないときは、第24条第4項の規定を準用する。

附 則

1 この定めは、令和8年1月1日から実施する。

2 非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律整備法4条の規定により旧家事審判法が適用される家事事件の分配についても、この定めによる。この場合、別紙第1から別紙第4までにおいて、「別表第一」とあるのは「旧家事審判法の甲類」と、「別表第二」とあるのは「旧家事審判法の乙類」と読み替える。

附 則

この定めは、令和8年1月16日から実施する。

附 則

この定めは、令和8年1月31日から実施する。

附 則

この定めは、令和8年2月2日から実施する。

附 則

この定めは、令和8年3月5日から実施する。

附 則

この定めは、令和8年3月9日から実施する。

附 則

この定めは、令和8年3月13日から実施する。

附 則 (令8. 3. 25千家裁総第627号)

この定めは、令和8年4月1日から実施する。

附 則 (令8. 4. 1千家裁総第758号)

この定めは、令和8年4月1日から実施する。

(別紙第1)

本庁(家事部)

担当裁判事務(比率)	裁判官	開廷日	備考
後見関係事件 (8分の1)	(家事1係) 判事(総) 田中智子	随時	
児童福祉法に規定する事件 (5分の1)		月	
家事審判事件(別表第二) (100分の25)		随時	
家事事件に係る家事共助事件 (100分の25)		金	
家事事件に係る家事雑事件 (100分の25)			
家事調停事件(別表第二) (100分の25)			
家事調停事件(別表第二以外) (100分の20)			
家事審判事件(別表第一) (4分の1)	(家事2係) 判事 戸畑賢太	随時	
後見関係事件 (8分の3)		水	
財産管理関係事件 (4分の1)			
児童福祉法に規定する事件 (5分の1)			
家事審判事件(別表第二) (100分の25)		随時	
家事事件に係る家事共助事件 (100分の25)		月	
家事事件に係る家事雑事件 (100分の25)			
家事調停事件(別表第二) (100分の25)			
家事調停事件(別表第二以外) (100分の20)		随時	
児童虐待の防止等に関する法律に規定する臨検捜索許可状請求事件 (5分の2)			
家事調停事件(別表第二以外(ただし、関連事件を除く。)) (100分の20)	(家事3係) 判事 松村 徹 判事補 小町勇祈	水	
家事審判事件(別表第一) (4分の1)	(家事4係) 判事 板野俊哉	随時	
財産管理関係事件 (4分の1)			
児童福祉法に規定する事件 (5分の1)			
家事審判事件(別表第一) (4分の1)	(家事6係) 判事補(特) 西條壮優	随時	
後見関係事件 (8分の3)		火	
財産管理関係事件 (4分の1)			
児童福祉法に規定する事件 (5分の1)			
家事審判事件(別表第二) (100分の25)		随時	
家事事件に係る家事共助事件 (100分の25)		木	
家事事件に係る家事雑事件 (100分の25)			
家事調停事件(別表第二) (100分の25)			
家事調停事件(別表第二以外) (100分の20)	随時		
児童虐待の防止等に関する法律に規定する臨検捜索許可状請求事件 (5分の2)			
家事審判事件(別表第一) (4分の1)	(家事7係) 判事 伊藤康博	随時	
財産管理関係事件 (4分の1)			

児童福祉法に規定する事件	(5分の1)	判事 高畑桂花	
後見関係事件	(8分の1)	(家事8係)	随時
家事審判事件(別表第二)	(100分の25)	判事 溝口 達	木
家事事件に係る家事共助事件	(100分の25)		随時
家事事件に係る家事雑事件	(100分の25)		
家事調停事件(別表第二)	(100分の25)		火
家事調停事件(別表第二以外)	(100分の20)		
児童虐待の防止等に関する法律に規定する臨検捜索許可状請求事件	(5分の1)		随時
人事訴訟事件、通常訴訟事件	(100分の50)	(訴訟イ係)	月・木
上記各事件に係る家事雑事件	(100分の50)	判事 伊藤康博	随時
保全命令事件、保全異議事件及び保全取消事件(いずれも訴訟事件に係るものを除く。)	(100分の50)	判事 高畑桂花	随時
上記各事件に係る家事雑事件	(100分の50)		
訴訟イ係の訴訟事件に係る保全命令事件、保全異議事件及び保全取消事件	(100分の100)		随時
上記各事件に係る家事雑事件	(100分の100)		
訴訟事件に係る家事共助事件	(100分の50)		随時
人事訴訟事件、通常訴訟事件	(100分の50)	(訴訟ハ係)	水・金
上記各事件に係る家事雑事件	(100分の50)	判事 板野俊哉	随時
保全命令事件、保全異議事件及び保全取消事件(いずれも訴訟事件に係るものを除く。)	(100分の50)		随時
上記各事件に係る家事雑事件	(100分の50)		
訴訟ハ係の訴訟事件に係る保全命令事件、保全異議事件及び保全取消事件	(100分の100)		随時
上記各事件に係る家事雑事件	(100分の100)		
訴訟事件に係る家事共助事件	(100分の50)		随時
家事合議事件	(100分の100)	(合議係)	随時
		判事 松村 徹	
		判事 地引 広	
		判事 田中智子	
		判事 板野俊哉	
		判事 黒澤圭子	
		判事 伊藤康博	
		判事 戸畑賢太	
		判事 飯塚素直	
		判事 溝口 達	
		判事 高畑桂花	
		判事補(特) 西條壮優	

	判事補	鈴木祥平		
	判事補	小町勇祈		

(注)

- 1 本表において「家事審判事件（別表第一）」とあるのは、後見関係事件（家事事件手続法別表第一の1の項から54の項まで、70の項から83の項まで及び111の項から121の項まで）、財産管理関係事件（同表の55の項、89の項及び99の項から101の項まで）及び児童福祉法に規定する事件（同表の127の項から128の2の項まで）を除く。
- 2 子の氏変更申立事件及び相続放棄申述受理事件は、家事各係の裁判官が随時担当することができる。
- 3 開廷日は必要に応じて他の日に変更することができる。

【略語】

(総) …部総括裁判官

(特) …特例判事補

(兼) …兼補裁判官又は兼務配置裁判官

(職代) …職務代行裁判官

(代理) …代理裁判官

(別紙第2)

本庁(少年部)

担当裁判事務(比率)	裁判官	開廷日	備考
少年一般保護事件 身柄 (100分の45) 在宅 自動車運転死傷処罰法に違反した事件 (100分の50) 自動車運転死傷処罰法に違反した事件以外の事件 (100分の50) 道路交通法違反保護事件 身柄 (100分の45) 在宅 反則金不納付事件 (100分の50) 反則金不納付事件以外の事件 (100分の50) 準少年保護事件 (100分の50) 簡易送致事件 (100分の50) 少年審判等共助事件 (100分の50) 少年審判雑事件 (100分の50)	(少年2係) 判事(総) 地引 広	月・火・水 ・木・金	身柄事件 は火・金
道路交通法違反保護事件 在宅 反則金不納付事件 (100分の30) 簡易送致事件 (100分の30)	(少年1係) 判事補(特) 西條壯優	火・水・金	
少年一般保護事件 身柄 (100分の55) 在宅 自動車運転死傷処罰法に違反した事件 (100分の50) 自動車運転死傷処罰法に違反した事件以外の事件 (100分の50) 道路交通法違反保護事件 身柄 (100分の55) 在宅 反則金不納付事件 (100分の20) 反則金不納付事件以外の事件 (100分の50) 準少年保護事件 (100分の50) 簡易送致事件 (100分の20) 少年審判等共助事件 (100分の50) 少年審判雑事件 (100分の50)	(少年3係) 判事補 鈴木祥平	月・火・水 ・木・金	身柄事件 は火・金

少年合議事件	(100分の100)	(合議係)	随時	
		判事	松村 徹	
		判事	地引 広	
		判事	田中智子	
		判事	板野俊哉	
		判事	黒澤圭子	
		判事	伊藤康博	
		判事	戸畑賢太	
		判事	飯塚素直	
		判事	溝口 達	
		判事	高畑桂花	
		判事補 (特)	西條壮優	
		判事補	鈴木祥平	
		判事補	小町勇祈	

(注)

- 1 準少年保護事件の分配については、通常の順序による分配とする。ただし、準少年保護事件を担当する裁判官のうち、当該少年保護事件を担当した裁判官がいるときは、協議により配てんを換えることができる。この場合、通常順序による分配がされたものとみなす。
- 2 開廷日は必要に応じて他の日に変更することができる。

【略語】

- (総) …部総括裁判官
- (特) …特例判事補
- (兼) …兼補裁判官又は兼務配置裁判官
- (職代) …職務代行裁判官
- (代理) …代理裁判官

(別紙第3)

支部

佐倉支部

担当裁判事務	裁判官	開廷日
家事調停事件	判事 工藤 正	火
家事審判事件	判事 永山倫代	月・水・木
人事訴訟事件	判事 土倉健太	火・木・金
通常訴訟事件		
保全命令事件		
(異議、取消事件を含む。)		
家事共助事件		
家事雑事件		

(注)

開廷日は必要に応じて他の日に変更することができる。

【略語】

(特) …特例判事補

(兼) …兼補裁判官又は兼務配置裁判官

(職代) …職務代行裁判官

(代理) …代理裁判官

一宮支部

担当裁判事務	裁判官	開廷日
家事調停事件 家事審判事件 人事訴訟事件 通常訴訟事件 保全命令事件 (異議、取消事件を含む。) 家事共助事件 家事雑事件	判事 若松光晴	月・火・水・木・金

(注)

開廷日は必要に応じて他の日に変更することができる。

【略語】

(特) …特例判事補

(兼) …兼補裁判官又は兼務配置裁判官

(職代) …職務代行裁判官

(代理) …代理裁判官

松戸支部

担当裁判事務	裁判官	開廷日
家事事件		
単独事件 家事調停事件 家事審判事件 児童福祉法に規定する事件等 人事訴訟事件 通常訴訟事件 保全命令事件 家事共助事件 家事雑事件（保全異議、保全取消及び 児童虐待の防止等に関する法律に規定 する臨検捜索許可状請求事件を含 む。）	判事 内野俊夫 判事 今井和桂子 判事 古谷慎吾 判事 下嶋 崇 判事 林寛子 判事 川嶋知正 判事 齊藤学	月・木 水・金 金 火・水・木・金 金 月・火・水・木 火・水・木・金
合議事件	判事 内野俊夫 判事 古河謙一 判事 今井和桂子 判事 古谷慎吾 判事 下嶋 崇 判事 林寛子 判事 川嶋知正 判事 和久登貴子 判事 齊藤学 判事 高部祐未 判事 邊見育子 判事 金光美奈 判事補 横山真優 判事補 境歩美	
少年事件		
単独事件 少年保護事件 身柄付送致事件 在宅送致事件 準少年保護事件 少年審判等共助事件 少年審判雑事件（各種令状請求事件を	判事 今井和桂子 判事 古谷慎吾 判事 林寛子 判事補 横山真優	月 水・金 火・水・金 火・水・木・金

除く。)		
合議事件	判事	内野俊夫
	判事	古河謙一
	判事	今井和桂子
	判事	古谷慎吾
	判事	下嶋 崇
	判事	林寛子
	判事	川嶋知正
	判事	和久登貴子
	判事	齊藤学
	判事	高部祐未
	判事	邊見育子
	判事	金光美奈
	判事補	横山真優
	判事補	境歩美

(注)

- 1 表中の「児童福祉法に規定する事件等」は、家事事件手続法別表第一67項及び68項に規定する事件を含む。
- 2 合議事件の合議体の構成については、支部長が定める。
- 3 各種令状請求事件等の事務の分配は、別に定めるところによる。
- 4 開廷日は必要に応じて他の日に変更することができる。

【略語】

(特) …特例判事補

(兼) …兼補裁判官又は兼務配置裁判官

(職代) …職務代行裁判官

(代理) …代理裁判官

木更津支部

担当裁判事務	裁判官	開廷日
家事事件		
単独事件 家事調停事件 家事審判事件 人事訴訟事件 通常訴訟事件 保全命令事件 (異議、取消事件を含む。) 家事事件に係る家事共助事件 家事事件に係る家事雑事件 訴訟事件に係る共助事件 訴訟事件、保全命令事件に係る雑事件	判事 有賀直樹 判事補(特) 中村憲二	月・水・木 水・木・金
合議事件	判事 有賀直樹 判事(兼) 首藤晴久 判事補(特) 中村憲二 判事補 安原 駿	
少年事件		
単独事件 少年保護事件 (身柄付送致事件・在宅送致事件) 準少年保護事件 少年審判等共助事件 少年審判雑事件	判事補(特) 中村憲二 判事補 安原 駿	
合議事件	判事 有賀直樹 判事(兼) 首藤晴久 判事補(特) 中村憲二 判事補 安原 駿	

(注)

- 1 観護措置決定に対する異議申立事件については、本庁の少年部に回付する。
- 2 開廷日は必要に応じて他の日に変更することができる。

【略語】

- (特) …特例判事補
 (兼) …兼補裁判官又は兼務配置裁判官
 (職代) …職務代行裁判官
 (代理) …代理裁判官

館山支部

担当裁判事務	裁判官	開廷日
家事調停事件 家事審判事件 人事訴訟事件 通常訴訟事件 保全命令事件 (異議、取消事件を含む。) 家事共助事件 家事雑事件	判事(兼) 首藤晴久	火・木・金

(注)

開廷日は必要に応じて他の日に変更することができる。

【略語】

(特) …特例判事補

(兼) …兼補裁判官又は兼務配置裁判官

(職代) …職務代行裁判官

(代理) …代理裁判官

八日市場支部

担当裁判事務	裁判官	開廷日
家事事件		
単独事件 家事調停事件 家事審判事件 人事訴訟事件 通常訴訟事件 保全命令事件 (異議、取消事件を含む。) 家事共助事件 家事事件に係る家事雑事件 訴訟事件、保全命令事件に係る家事雑事件	判事 国分史子 判事 長尾崇 判事補(特) 増田雄太	月・水・金 月・水・金 月・水・金
合議事件	判事 国分史子 判事 長尾崇 判事補(特) 増田雄太	
少年事件		
単独事件 少年保護事件 (身柄事件・在宅事件) 準少年保護事件 少年審判等共助事件 少年審判雑事件	判事 国分史子 判事 長尾崇 判事補(特) 増田雄太	火・木 木 木
合議事件	判事 国分史子 判事 長尾崇 判事補(特) 増田雄太	

(注)

- 1 観護措置決定に対する異議申立事件については、本庁の少年部に回付する。
- 2 開廷日は必要に応じて他の日に変更することができる。

【略語】

- (特) …特例判事補
- (兼) …兼補裁判官又は兼務配置裁判官
- (職代) …職務代行裁判官
- (代理) …代理裁判官

佐原支部

担当裁判事務	裁判官	開廷日
家事調停事件 家事審判事件 人事訴訟事件 通常訴訟事件 保全命令事件 （異議、取消事件を含む。） 家事共助事件 家事雑事件	判事（兼） 荻原 惇	火・木

（注）

開廷日は必要に応じて他の日に変更することができる。

【略語】

（特）…特例判事補

（兼）…兼補裁判官又は兼務配置裁判官

（職代）…職務代行裁判官

（代理）…代理裁判官

(別紙第4)

市川出張所

担当裁判事務 (比率)		裁判官	開廷日	備考
家事調停事件	(100分の50)	判事 黒澤圭子	月・火・ 水・金	
家事審判事件 (別表第二)	(100分の50)			
家事審判事件 (別表第一)のうち				
後見関係事件	(100分の30)			
子の氏変更、氏の変更、名の変更、相続放棄、遺言書検認、相続人の廃除、失踪宣告、特別代理人選任、遺言執行者選任、性別の取り扱い変更、養子縁組、履行勧告、不在者・相続財産管理人事件 その他別表第一の事件	(100分の10)			
児童福祉法28条、33条	(100分の50)			
家事共助事件	(100分の50)	判事(兼) 溝口 達	水・金	
家事雑事件	(100分の45)			
家事審判事件 (別表第一)のうち				
後見関係事件	(100分の40)			
子の氏変更、氏の変更、名の変更、相続放棄、遺言書検認、相続人の廃除、失踪宣告、特別代理人選任、遺言執行者選任、性別の取り扱い変更、養子縁組、履行勧告、不在者・相続財産管理人事件 その他別表第一の事件	(100分の80)			
家事雑事件	(100分の10)			
家事調停事件	(100分の50)	判事 飯塚素直	月・火・ 水・木	
家事審判事件 (別表第二)	(100分の50)			
家事審判事件 (別表第一)のうち				
後見関係事件	(100分の30)			
子の氏変更、氏の変更、名の変更、相続放棄、遺言書検認、相続人の廃除、失踪宣告、特別代理人選任、遺言執行者選任、性別の取り扱い変更、養子縁組、履行勧告、不在者・相続財産管理人事件 その他別表第一の事件	(100分の10)			
児童福祉法28条、33条	(100分の50)			
家事共助事件	(100分の50)	家事雑事件	(100分の45)	

(注)

- 1 各裁判官は、必要に応じて、相互に他の裁判官の担当事務の一部をその裁判官に代わって担当することができる。
- 2 開廷日は必要に応じて他の日に変更することができる。

【略語】

(特) …特例判事補

(兼) …兼補裁判官又は兼務配置裁判官

(職代) …職務代行裁判官

(代理) …代理裁判官

(別紙第5)

家事部裁判官に差し支えあるときの代理順序

差し支えある 裁判官	代理裁判官			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
1係裁判官	6係裁判官	2係裁判官	7係裁判官	8係裁判官
2係裁判官	6係裁判官	1係裁判官	4係裁判官	7係裁判官
3係裁判官	1係裁判官	6係裁判官	7係裁判官	2係裁判官
4係裁判官	7係裁判官	1係裁判官	2係裁判官	8係裁判官
6係裁判官	2係裁判官	8係裁判官	4係裁判官	1係裁判官
7係裁判官	4係裁判官	6係裁判官	2係裁判官	8係裁判官
8係裁判官	2係裁判官	1係裁判官	4係裁判官	7係裁判官
訴訟イ係 裁判官	訴訟ハ係 裁判官	1係裁判官	8係裁判官	6係裁判官
訴訟ハ係 裁判官	訴訟イ係 裁判官	6係裁判官	2係裁判官	1係裁判官

(別紙第6)

少年部裁判官に差し支えあるときの代理順序

差し支えある 裁判官	代理裁判官	
	第1順位	第2順位
1係裁判官	3係裁判官	2係裁判官
2係裁判官	1係裁判官	3係裁判官
3係裁判官	2係裁判官	1係裁判官

(別紙第7)

第24条第1項によることができないときの代理順序

1 家事部

代理裁判官	
第1順位	第2順位
少年3係裁判官	少年2係裁判官

2 少年部

代理裁判官		
第1順位	第2順位	第3順位
家事4係裁判官	家事7係裁判官	家事2係裁判官

(別紙第8)

裁判官に差し支えのあるときの代理順序

差し支えのある裁判所	代理裁判官を出す裁判所	
	第1順位	第2順位
本庁	木更津	各庁
佐倉	本庁	
一宮	本庁	
松戸	本庁	
木更津	本庁	
館山	木更津	
八日市場	本庁	
佐原	本庁	
市川	本庁	

(別紙第9)

司法行政事務の代理順序

第1順位 判事 地 引 広

第2順位 判事 田 中 智 子